

# 事業評価書「被疑者取調べ適正化のための監督の適切な実施」の要旨

評価期間：平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの 2 年 9 か月間

## 政策の背景・目的

取調べの在り方が問われる無罪判決等が相次ぎ、警察捜査に対する国民の信頼が揺らぐ事態となったことを受け、警察庁では、国家公安委員会の決定に基づき、「警察捜査における取調べ適正化指針」を取りまとめ、同指針中に掲げられた「取調べに対する監督の強化」を具現化するため、「被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則」を制定し、被疑者取調べ監督制度を導入した。

被疑者取調べの監督は、捜査部門以外の部門が、透視鏡等の利用により取調べ室を外部から視認するなどの方法で、被疑者取調べの状況の確認等を行うことにより、不適正な取調べを未然に防止し、適正な取調べに資することを目的としている。

## 政策の内容

- 1 体制の整備
- 2 被疑者取調べの状況の確認
- 3 苦情への適切な対応
- 4 調査の実施
- 5 実地点検及び指導の実施
- 6 適正な取調べを担保するための措置
- 7 監督制度の指導・教養( )の徹底

## 評価の観点

取調べの適正化に対する有効性の観点から評価を実施

職場や警察学校における警察実務等に係る警察職員の教育訓練のことを、警察では一般に「教養」と呼んでいる。

## 効果の把握

- 1 体制の整備  
全ての警察本部に「取調べ監督室」等を、警察署に「取調べ監督官」を配置。
- 2 被疑者取調べの状況の確認  
被疑者取調べ件数を上回る視認、関係書類の閲覧等により、全ての被疑者取調べの状況を確認。捜査主任官に確認結果を通知し、業務指導等につなげるなど、不適正な取調べの未然防止に寄与。
- 3 苦情への適切な対応  
苦情処理担当部門における事実関係の確認結果や、取調べ監督官による取調べ状況の確認結果を踏まえ、調査を行うなどして、苦情に対する厳正公平な対応を推進。
- 4 調査の実施  
調査により監督対象行為の有無を確定。監督対象行為の過半数を警察部内において認知しており、チェック機能が発揮されていることを確認。さらに、調査結果の通知により、捜査部門等が必要な業務指導等を実施。
- 5 実地点検及び指導の実施  
警察庁及び管区警察局が、警察本部と警察署への実地点検及び指導を行うことにより、全国的な斉一を図り、適正化規則の適正な施行を確保。
- 6 適正な取調べを担保するための措置  
全ての取調べ室における透視鏡の設置が完了。
- 7 監督制度の指導・教養の徹底  
全国会議や専科教養、警察署における少人数教養等により、監督制度に関する指導・教養を継続的に実施し、監督制度の定着を推進。

## 評価の結果・今後の課題

監督制度実施のための体制整備については、全ての警察本部において、取調べの監督のための組織・人員が整備されるなどおおむね整えられた。

監督制度の運用状況については、取調べ監督官等による取調べ状況の確認が定着化している状況が認められた。

監督制度の有効性については、監督制度の開始後、不適正な被疑者取調べに係る事案が減少していることなどからも、取調べの適正化を図る上で相当程度の有効性があるものと評価できる。

取調べに係る不適正事案は絶無には至っていない。

引き続き、警察組織全体で取調べの一層の適正化を図っていく必要がある。